

扶養状況に変更があれば必ず届出を!

「被扶養者資格確認調査」にご協力ありがとうございました

昨年7月1日現在認定中の全被扶養者の方を対象に実施しました『被扶養者資格確認調査』にご協力いただきありがとうございました。

調査の結果、調査対象者16,476名中647名が、被扶養者資格認定取り消しとなりました。認定取り消し事由のほとんどは、「収入額が認定限度額を超えていたことによるもの」また「就職により他の医療保険(社会保険等)に加入されていたことによるもの」です。

このため、組合員の皆さんが、ご家族(被扶養者)の方々の収入状況をいつも正確に把握し、被扶養者資格認定要件に該当しなくなった場合は、共済事務担当課の方を通じて、早急に取り消し手続きを行っていただきますようお願いいたします。(遡及して認定取り消しをした場合、その間に医療機関で受診した医療費等は返還請求することになります。)

来年度の調査にも調査該当被扶養者の方の収入に応じて、「確定申告書(収支内訳書等含む)の写し」、「直近の年金改定通知書・年金振込通知書等の写し」、「給与支給明細書等の写し」等々が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

今後とも協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【被扶養者資格認定限度額について】

認定限度額は、年額130万円未満です。ただし、障害を支給事由とする年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者については180万円未満です。

また「年額」の捉え方は、1月から12月までの暦年や4月から翌年3月までの年度をさすのではなく、認定期間中どこから起算しても1年間の年額が認定限度額未満であることが条件です。

本組合被扶養者認定要綱等の一部見直しについて

【変更項目】

1. 認定対象者の収入の取扱いの変更

- ①給与収入について 給与月額が固定されていない(変動給)の場合、1年以内の累積額が認定限度額の130万円を超過した場合に加えて、1カ月の給与月額が108,334円(130万円÷12月)を連続して3カ月超過した場合は、4カ月目の初日をもって認定を取り消し。
- ②年金収入について 個人年金等の私的年金も恒常的に発生する収入であると判断し、被扶養者認定上の収入に含める。
- ③事業収入について 「給料・賃金」について、被扶養者認定上の必要経費の対象外とする。

2. 別居の場合の取扱いの変更

- ①仕送りの事実確認について 別居している被扶養者の生活を経済的に支えていることを客観的に判断するために、仕送りの事実及仕送り額の確認を行う。
- ②別居の認定対象者に同居者がいる場合について 認定対象者と同居している者に、続柄上組合員と同順位者(父母を扶養する場合の兄弟等)がいる場合、原則として同居している者を組合員よりも優先して扶養すべき者として取り扱う。

3. その他

・父母等(夫婦世帯)と他の親族等を認定する場合の取扱いの変更

父母等(夫婦世帯)の収入と、他の親族の収入を合計した結果、全員に適用される認定限度額の合計額未満であったとしても、父母等(夫婦世帯)の2人の収入合計額が2人に適用される認定限度額を超過する場合には、父母については否認定とする。

【施行日】 平成25年4月1日

※変更内容の詳細については、共済ニュース「すこやか」No.231(2012年10月号)をご参照ください。